葛飾区健康経営優良事業者認証制度 認証基準

項目	取組内容
宣言	①従業員の健康づくりに関する宣言をし、事業所内で共有している。
体 制	②経営者(申請事業者の代表者)自身が、年に1回健康診断を受診している。 ③従業員全員を対象に定期健康診断を実施している。 ④健康づくり担当者を設置している。 ⑤区が実施する健康アプリ事業を積極的に参加している。
健康課題の把握と必要な取組みの検討	⑥定期健康診断の受診率を把握し、未受診者に対し受診勧奨をしている。 ⑦従業員のメンタルヘルス状況を把握している。 ⑧従業員の健康課題を把握している。 ⑨区内事業所が分煙または禁煙されている。
従業員の健康に関する環 境づくり	⑩定期健康診断やその結果に基づく再検査や保健指導、がん検診等の受診環境の整備をしている。(この内、一部の実施でも要件を満たしていることとする。) ⑪従業員向けに健康づくりに関する情報共有(運動・栄養・メンタルヘルス・休養など)を定期的にしている。 ⑫従業員向けに健康づくりに関する研修等実施している又は社外の研修に参加させている。 ⑬健康やハラスメントに関する相談窓口を設置または外部機関の保健事業を活用している。
従業員の心身の健康づく りに関する具体的取組	(4)運動機会の増進に向けた取組を実施している。 (5)従業員へ食生活改善に向けた取組を実施している。 (6)長時間労働者に関する取組を実施している。 (f)メンタルヘルス不調者への対応に関する取組を実施している。 (f) 8)感染症予防に関する取組を実施している。 (f) 9)受動喫煙防止対策に関する取組を実施している。 (f) 2) 2) 2) 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2